

(法改正お知らせ) 任継継続被保険者資格喪失手続方法一部変更

令和3年12月

村田製作所健康保険組合

令和4年1月1日以降、就職や死亡以外の理由で任継継続被保険者でなくなる場合(例、市町村国民健康保険への加入や家族の健康保険の扶養に入る場合)、その申請書が到着した日の翌月1日に資格を喪失できるようになります。資格喪失をご希望の場合は、所定の申出書にて申請くださいますようお願いいたします。

例) 申出書の当組合への到着日が、令和4年1月1日～1月31日の場合

⇒ 資格喪失日は令和4年2月1日(健康保険保険証は1月31日まで使用可能)

【保険料の返金について】

これまでは、前もって納めていただいた期間分の保険料(前納保険料等)は、就職や死亡以外の理由では返金することができませんでしたが、今後(令和4年1月以降)は、中途脱退できるようになります。したがって、中途脱退日以降分の保険料は返金いたします。

【注意事項】

- ① 資格喪失の申出後の取り消しは認められませんのでご注意ください。
- ② お手元にお持ちの当健保の健康保険証をすみやかに返却してください。
- ③ 脱退日(資格喪失日)以降に、当健保の健康保険証を使用された場合は、後日医療費を返還いただくこととなりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

QRコード

お問い合わせは
こちらまで →



<https://mdadam.maldealer.jp/l.php?c=62&s=13a1>

村田製作所健康保険組合への問合せフォームが開きます

※ 電話対応可は 平日 10:00～12:20, 13:05～15:00

以上